# 震災・原発事故による県外避難者 自主グループ めぐりあいの会 規約

### 第1条(目的)

この団体は、東日本大震災、原発事故によって愛知県に避難した者の自主グループで、県外避難している者と、その方たちを支援しようとするボランティアの交流を促進し、もってお互いにより豊な生活が送れるようにすることを目的とする。

#### 第2条(名 称)

この団体の名称は、「震災・原発事故による避難者自主グループめぐりあいの会」とする。

## 第3条 (所在地)

この団体の事務局を名古屋市南区三吉町6-17名古屋キリスト教社会館内に おく。

#### 第4条(構成員)

この団体の構成員は、原則として 東日本大震災、原発事故によって愛知県に避難している者及び、こうした避難者を支援しようとする者で、この会の目的に賛同する者とする。

#### 第5条(役員)

この会に次の役員をおく。

会長1名副会長2名会計1名書記1名委員数名

2 会計、書記は副会長を兼ねることができる。

#### 第6条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

#### 第7条(代表)

代表は、構成員のなかから互選により選出する。代表は会を代表し運営する。副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

#### 第8条(会計業務)

会計は、会の会計全般を統括するものとし、日常の会計業務は事務局に一任して行う。

### 第9条(規約改正)

この規約は、構成員の過半数の同意をもって改正することができる。

# 付 則

① この規約は、2012年12月2日に発効する。

2013年9月4日 一部改正(第8条を会計業務に係る条文とし、以下、繰り上げ)

② この めぐりあいの会 の設立当初の役員は次のとおりとする。

代 表 江本 潤子 福島県南相馬より避難、名古屋市南区在住

副代表(会計)高橋 貴子 福島県南相馬より避難 名古屋市南区在住

同 (書記) 高橋 徹 福島県南相馬より避難 名古屋市緑区在住

事務局 谷川 修 名古屋キリスト教社会館常務理事

桑名市立花町 2-7